

報 道 資 料

令和5年12月4日

総合政策部人事課
0742-34-4821（ダイヤルイン）

職 員 の 懲 戒 処 分 に つ い て

このことについて、下記のとおり令和5年12月4日に処分の発令をした。

記

所属・補職	年齢	処分内容	処分理由
保護課 会計年度任用職員（ケースワーカー） 岩本 博	61	免職	会計年度任用職員として採用されるにあたり、自己が社会福祉士の資格を有しているように装うため、偽造された社会福祉士登録証の写し1通を保護課に提出して行使したとして、令和5年11月7日、偽造有印公文書行使の容疑で奈良警察署に逮捕された。 その後、同年同月27日、偽造有印公文書行使罪で奈良地方検察庁に起訴された。

・ 適用法令：地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号